

# 第6章 安心して暮らせる地域づくり

## 1. 社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化

## 現況と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられており、「共助社会の構築」をめざすうえで重要な役割を担っています。

本市の社会福祉協議会（略称：市社協）では、支部として24地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会（略称：地区社協）が設置されており、主要5事業である「ミニデイサービス事業」「ふれあいいいききサロン事業」「福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「広報事業」のほか、家事援助を中心とした「助け合い活動」、若いお母さん同士の交流の場となっている「子育てサロン事業」や男性のひとり暮らし高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー料理教室」など地域に密着した活動を行っています。さらには、公的施設に事務拠点を確保しているという利点を活かして、地域における福祉相談を実施している地区社協もあります。

しかし、急速に進んでいる少子・高齢化や核家族化などに伴い、福祉ニーズが多様化し、従来の活動では対応しきれない状況が出始めているとともに、人件費や主要5事業について支出されている補助金について、市の財政状況の悪化に伴い増額することが難しくなっている中で自主財源を確保していくことが課題となっています。市社協活動は住民からの会費も原資となっていますが、住民の身近な生活課題や地域課題の改善や解決をめざす活動の財源が会費であるという意識の啓発が必要です。

他にも、人材の育成といった組織の基盤の強化につながる課題も市社協は抱えています。

また、市民の市社協に対する認知度は高くないため、地区社協の活動を支えるボランティアの人数があまり多くありません。そのため、ボランティアのメンバーが固定されており、ボランティアの育成・確保が地区社協の大きな課題となっています。

こうした、市社協・地区社協の課題の解決について、市社協自身が先頭に立って取り組んでいくという意識の改革が必要になってきます。

## 施策の方向

多様化している福祉ニーズに対応するためにも、社会福祉協議会は組織基盤の強化（人材、財政等）を図り、地域福祉の推進に努めます。

行政は、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の活動に関し、必要に応じて指導・助言や財政的な支援を行います。

社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会では、次のような課題に取り組むこととしています。

### 職員及び事務局員の意識改革とスキルアップ

市社協の職員は、市民の信頼を得られるような地域福祉の専門性の確立を図り、一人ひとりが地区社協に対するリーダーシップを発揮することをめざすとともに、市社協の存在意義を市民に理解してもらい、市社協が市民にとって必要であると認識してもらえるように努めます。地区社協の事務局員については、市社協の強いリーダーシップの下、研修などの強化により、地域でコミュニティワーク<sup>54</sup>を行う地域コーディネーターを担えるよう、また、全ての地区社協の拠点が地域の気軽な福祉相談窓口となることをめざします。

### 自主財源の確保と認知度アップ

地域住民に市社協及び地区社協の存在や活動を知ってもらうため、十分な広報活動を行った上で、「福祉サービスの受け手としての参加」だけでなく、「福祉活動の担い手としての参加」、さらには「会費納入や寄付による参加」といった多様な参加形態を確立するとともに、行政からの事業の受託や新規事業の開拓、経営体質の改善によって、さらなる自主財源の確保を行い、地域の実情に合致した柔軟な事業を展開していきます。

### ボランティアの確保とリーダーの養成

地域の福祉活動の担い手であるボランティアを確保するため、活動することの「楽しさ」や「やりがい」を実感してもらえる仕組みづくりや地区社協のあり方などについて検討するとともに、有償ボランティアなどの新たなボランティアのあり方についてや民生委員児童委員と連携を図りながら地域の見守りなどを実施する「(仮称)地域福祉推進員制度」について研究を進めます。

### 地域福祉活動計画の推進

市社協・地区社協が地域福祉の進展を図るためにどのような取り組みを行っていくかを明確にした、平成17年度に策定した「船橋市地域福祉活動計画」について、効果的な推進策を検討します。

<sup>54</sup> 地域社会やコミュニティを診断し、住民を組織化して課題や情報を共有するとともに、関係機関や団体などと調整を図り、社会資源の活用や開発をめざす計画を立案するといった過程を重視しながら問題を解決していく専門技術。

## 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	○福祉サービスの受け手・担い手及び会費の納入や寄付など多様なかたちで社協活動へ参画する ○市社協及び地区社協について知り、関心を持つ
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	○地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化及び情報の共有化を図る ○市社協は人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図る ○地区社協の中に目的意識を共有できるよう部会制の浸透を図る
行政の責任として推進していくこと (公 助)	○補助金の適正な交付と審査を実施する (地域福祉課) ○理事会・評議員会における行政代表委員としてのさらなる指導力を発揮する (地域福祉課) ○地域福祉活動計画との整合を図りながら地域福祉計画の進行管理と改定を行う (地域福祉課)

### 市社協・地区社協への期待

#### あるべき姿に向けての提言

- 役員の人選や人事管理について、理事会や評議員会で十分な議論を行う。
- 市の地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画を策定し推進する。
- 地区社協を中心とした地域の諸団体による連絡会を立ち上げる。
- 地区社協の執務員を「地域コーディネーター」と位置づける。
- 地区社協の拠点に地域の福祉相談窓口機能を持たせる。
- 地域福祉推進の中核となる地域コーディネーターや地域福祉リーダーの認定を行う。
- 「(仮称)地域福祉推進員制度」創設のための研究を行う。
- 情報公開とITの積極的活用、情報紙のリニューアルを図る。
- 会費・会員増強計画の展開と財源配分(市社協・地区社協)の再検討を行う。
- 地区社協の拠点スペースを補うための余裕教室や民間の空き店舗等、既存の社会資源の有効活用について検討する。
- ボランティアセンターによる有償ボランティアの研究及び受け入れ、並びにボランティア登録データの一元化を進める。
- ボランティアセンターと市民活動サポートセンターの連携を図る。
- 地区社協を母体とした福祉NPOの立ち上げを支援する。
- 福祉推進校制度充実のための「福祉教育実践プログラム」を作成する。

# 社会福祉協議会のおもなしごと

## 地区社会福祉協議会の充実・強化

市内 24 地区にある地区社会福祉協議会では、町会・自治会、民生・児童委員、各種団体など地域の皆様のご協力をいただきながら地域と一体となって、地域に密着した地域福祉活動に取り組んでいます。

平成 21 年 4 月 26 日に坪井地区社会福祉協議会が発会し、事業をスタートさせています。

市社会福祉協議会では、さらなる「地域福祉活動計画」の促進を基幹として、支え合いといたわり合いの「共助社会」の構築をめざして、引き続き各種事業活動の充実に努めてまいります。

## 高齢者・障害者等の地域生活支援

- 安心登録カード事業の推進
- 家事援助の支援（食事づくり、買い物、清掃、話し相手、薬とり、病院付き添い等）
- 心配ごと相談事業（市内 5 カ所） ●生活福祉資金の貸付事業（県）
- 福祉銀行貸付事業 ●車椅子・リフトカー貸出
- お休み処の設置運営事業（ホッとこころ咲が丘・ハートフル海神・ほっとスクエア夏見）

## 青少年の健全育成事業の支援

青少年健全育成、非行防止を各種団体、関連機関と一緒に進めています。

- 青少年育成団体、少年少女団体連絡協議会、青少年団体等との連携を強化します。
- 子どもの遊び場の安全管理を行います。

## 高齢者等権利擁護センター事業の推進

高齢者等で判断能力が十分でないため、適切な福祉サービスが受けられない方々に対して、自立した地域生活が送られるように支援しています。

（生活費に要する預貯金の払戻代行、大切な財産を金融機関の貸金庫に保管等）

## ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアの募集、養成、登録、斡旋、福祉用具の貸出、情報交換、団体助成等ボランティア活動の推進を図っています。

## 施設運営管理

高齢者の生活を健康で明るいものにするために各種の相談に応じるとともに健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に提供しています。

- 南老人福祉センター、西老人福祉センター、東老人福祉センターの運営

## その他に行っている事業

- 共同募金事業への協力 ●歳末たすけあい募金配分事業
- 福祉バス「ふれあい」の運行、福祉リフトカーの運行 ●医療センターの売店経営
- 老人クラブ支援事業（船橋市福祉バスの運行） ●米寿記念写真事業
- 社会福祉事業振興資金貸付資金事業

## 2. 市民活動・組織の活性化

## 現況と課題

価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、福祉に対するニーズも多様化し、既存の行政サービスや営利目的の民間企業では対応しきれない、福祉ニーズが発生しています。

現在、船橋市ではこうした今までの制度では対応できない福祉ニーズを解決するため、地域住民同士の「お互い様」の気持ちに基づいて家事援助を実施する「助け合い活動」が展開されています。

こうした活動は地域住民同士の活動に限らず、NPOなどによっても実施されており、少しずつではありますが広がりを見せています。

しかしながら、市内全域に活動が浸透しているとはいえないことから、さらに「助け合い活動」を活性化させ、市内全域に浸透させていくことが必要になります。

また、ボランティア活動やNPOによる活動は「助け合い活動」に限らないことから、他の活動の活性化を図ることも重要になってきます。

このような市民活動を活性化させるには、地域住民をどのように取り込んでいくのがポイントになります。現在では団塊の世代が定年を迎えたことにより、元気な**前期高齢者**<sup>55</sup>が地域での活躍の場を求めていることから、これらの方たちも含め、ボランティアや市民活動に興味を持つ人を、こうした市民活動に取り込んでいく仕組みや受け皿が求められています。

さらには、市民活動を実施している団体は、同じような活動を実施している団体同士はもとより、NPOと地縁を中心とした組織・団体といった、成り立ちが違う団体同士の連携がとれていないことが多いのが現状です。

## 施策の方向

市民活動を活性化させるため、広域的に活動する団体・組織の情報交換や新たに団体を立ち上げる際の支援機関として市民活動サポートセンターの一層の充実を図るとともに、既存団体は、新しい人にも門戸を開き、加入しやすい工夫をします。

また、24地区の地区社会福祉協議会に配置されている事務局員は地域コーディネーターとしての役割が期待されていることから、地域住民一人ひとりを地域の

<sup>55</sup> 65歳以上75歳未満の高齢者を指す。

財産として捉え、一人ひとりの知識・技術についての情報を把握・提供することで、地域づくりにその力を発揮してもらえるようなコーディネート機能の拡充を図ります。

さらに、ボランティアや市民活動に興味を持つ人を取り込んでいく仕組みや受け皿の一つとして、助け合い活動の立ち上げを推進し、また、行政は地域福祉支援員により立ち上げの支援を行います。

### 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に貢献することを市民の役割の一つと捉える</li> <li>○他者の意見も尊重し地域の中で友好関係を築く努力をする</li> <li>○地域の中で自分の知識や経験及び自由な時間を積極的に活用する</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助け合い活動の立ち上げを推進する</li> <li>○地域住民一人ひとりを地域の財産として捉え、地域づくりに活用できる一人ひとりの知識・技術についての情報を把握し、その活用を図る</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動サポートセンターの充実・強化を図る (自治振興課)</li> <li>○NPO等の市民活動に関する情報の拡充を図る (市民協働課、自治振興課)</li> <li>○地域福祉支援員により、助け合い活動の立ち上げ及び活性化を支援する (地域福祉課)</li> <li>○地域福祉活動を活性化させるため、<b>地域福祉活動助成金制度<sup>56</sup></b>のさらなる活用を図る。 (地域福祉課)</li> </ul>

<sup>56</sup> 「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。

## 3. 優良な事業者の育成

## 現況と課題

平成12年度から高齢者のための福祉サービスは、介護保険制度がスタートしたことにより、行政が行う措置制度から市民が必要なサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶ方法に大きく変化しており、こうした変化は障害者のための福祉サービスにおいても同様の流れになっています。また、保育所の入所に際しても同じです。

このような「措置」から「契約」へという変化によって、市民が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を容易に入手できる仕組みづくりや、適切な苦情処理体制の整備などを行うことで、優良な事業者の育成を図ることが重要になっています。

また、安心して福祉サービスを受け続けるには、利用者と事業者の双方が信頼関係を構築していかなくてはなりません。

一方、事業者は地域に必要とされる事業者となるよう、地域の多様な福祉ニーズを捉えるとともに、利用者一人ひとりのニーズについての的確に把握する努力が必要となります。

そのためには、サービスを利用したい人が事業者の情報を気軽に入手でき、それぞれの状況・ニーズに応じて事業者を選択できる仕組みが重要です。

## 施策の方向

福祉サービス利用者が安心して契約を結ぶために、事業者はサービス内容などの情報を地域に発信していきます。さらに、利用者との信頼関係を構築するため、サービス内容などの情報を十分に説明するとともに、事業者、利用者家族、地域住民等の交流の機会を設けます。

また、施設の開放やボランティアの受入れを積極的に行うことで地域住民に施設の存在意義を理解してもらい、さらには地域の福祉課題を共有することで、地域の多様な福祉ニーズに対応した事業に取り組んでいきます。

利用者からの苦情はサービスを向上させるためのきっかけと捉えることができるため、解決に向けて積極的に取り組んでもらえるよう、事業者の苦情相談窓口の設置と併せて**第三者委員制度**<sup>57</sup>の導入を行政として促していきます。

<sup>57</sup> サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表などを通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。

さらに、利用者の福祉サービス事業者選択の目安となる**第三者評価制度**<sup>58</sup>についても、積極的に活用して、結果を公表していくよう働きかけていきます。

また、事業者の資質向上を図ることが必要であるため、行政は研修会を設けます。

### 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努める</li> <li>○意見や苦情をきちんと発信する</li> <li>○「やってもらって当たり前」という過剰な権利意識を持たないようにする</li> <li>○サービス事業者の選択について選択側の責任もあることについて意識する</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市社協・地区社協は事業者や施設を地域の一員として捉え協働事業を実施する</li> <li>○事業者や施設は市社協・地区社協を通じて地域住民に積極的にPRする</li> <li>○事業者は苦情解決のための窓口を設置するとともに第三者委員制度を導入し、充実を図る</li> <li>○事業者は利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度を積極的に活用する</li> <li>○事業者・地域住民・利用者家族の交流の機会を創出する</li> <li>○サービス提供事業者は積極的に地域のニーズに対応した事業に取り組む</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の資質向上のための研修会を実施する (高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、障害福祉課、保育課)</li> <li>○利用者に対して制度及びサービス内容を十分に説明し理解を求める (福祉サービス部、子育て支援部)</li> <li>○利用者に第三者委員制度の周知を行う (各福祉施設所管課)</li> <li>○事業者に対して第三者委員制度と第三者評価制度の導入・活用を指導していく (地域福祉課、各福祉施設所管課、指導監査室)</li> <li>○市民へサービス提供事業者の情報を発信する (各福祉施設所管課)</li> <li>○サービス提供事業者へ、制度の改正だけでなく趣旨や特徴なども含めて、様々な情報を提供する (地域福祉課、各福祉施設所管課、指導監査室、介護保険課)</li> </ul>

<sup>58</sup> サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。

## 4. 地域医療体制の充実

## 現況と課題

慣れ親しんだ地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、地域の医療の充実が大きな要素となります。

本市では県下に先駆けて夜間休日急病診療所を開設するとともに、地域医療の中核となる市立医療センターや救命救急センターを整備し、さらに、24時間体制で医師が同乗するドクターカーを配備するなど、救急医療体制の整備に努めてきました。

しかしながら、全国的に問題となっている医師不足による救急医療の弱体化や不要不急な救急車利用の増加などは本市も例外ではなく、現在の医療体制は数々の問題が山積しています。

こうした状況の中にあって本市では、平成20年4月にはリハビリテーション医療の中核となる市立リハビリテーション病院を開設し、市立医療センターなどの急性期病院との連携による、急性期から回復期まで切れ目のないリハビリテーションを行う体制を整備しました。

さらに、平成22年1月には市立医療センター内に緩和ケア病棟を開設するなど、今後も医療体制の確立に向けて、積極的に取り組んでいますが、安心して暮らせる地域づくりのためには市民の方々の地域医療に対する理解や協力が不可欠です。

## 施策の方向

安定した救急医療体制の維持に努めるとともに、医療機関への適正なかかり方について啓発を行います。また、市民の方の医療体制への導入を支援するため、「かかりつけ医」を持つことについての重要性をPRしていくとともに、開業医の情報や緊急時に対応してくれる医院の情報を誰もが手軽に得られることが大切です。船橋市医師会のホームページなどの医療情報の周知を図ります。

市立リハビリテーション病院においては質の高いリハビリテーションサービスの提供を目指します。また、地域で支えあう地域リハビリテーション<sup>59</sup>の推進を図ることで、急性期から維持期までをサポートする一連の体制の整備を図ります。

併せて、在宅ターミナルケア<sup>60</sup>などの推進に関わる関係機関の連携強化を図るとともに、緩和ケア病棟の充実に努めます。

<sup>59</sup> 医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関や組織が、本人の自立を支援する立場から協力し合って行う活動で、福祉的なケア・サービスだけでなく、地域住民を含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。

<sup>60</sup> 「ターミナルケア」とは治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療。延命よりも身体的な苦痛や死への恐怖をやわらげることが重視する。在宅でもターミナルケアと同様のケアをすること。

## 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ医を確保する</li> <li>○在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所などを把握するようにする</li> <li>○在宅ターミナルケアや緩和ケアについて認識を深める</li> <li>○地域リハビリテーションを理解する</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施する</li> <li>○市の保健師や開業医と連携して介護予防のための相談事業や教室を実施する</li> <li>○往診など地域に根ざした診療・事業を実施している医療機関の評価とPRを行う</li> <li>○地域において地域リハビリテーションについて推進できることを検討し、行動する</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の医療体制の整備と周知を行う (健康政策課)</li> <li>○市立医療センターの地域医療連携室を中心にかかりつけ医との連携を推進する (医療センター)</li> <li>○地域リハビリテーション体制を構築し、推進する (健康政策課)</li> <li>○地域リハビリテーションの情報を発信する (健康政策課)</li> <li>○在宅ターミナルケアの担い手である在宅療養を支援する診療所などとの連携を推進する (医療センター)</li> <li>○緩和ケア病棟の充実に努める (医療センター)</li> </ul>



## 5. 日常における防犯体制の充実

## 現況と課題

船橋市では平成16年に市民防犯課を設置して、地域住民、学校、警察、事業者、行政といった関係機関・団体が一体となって安全で安心なまちづくりに取り組んでいます。

その結果として、平成7年から増加の一途をたどり、平成15年には17,000件を超えていた犯罪認知件数が、平成16年からは減少し、平成20年にはついに10,000件を割り込んでいます。

このことは、今までの取り組みの成果であり、特に地域住民が積極的に防犯パトロールに参加したことが実を結んだものであるといえ、さらに推進していくことが大切です。

また、最近では高齢者等を中心に、振り込め詐欺<sup>61</sup>や悪質な訪問販売といった従来にはあまり見られなかった犯罪による被害が増え続けている状況が見られます。

そのため、こうした新しい形の犯罪の被害を未然に防ぐため、犯罪の手口を周知するなどにより、今後も防犯や消費者保護の取り組みを推進していくことが重要になります。

## 施策の方向

今までの取り組みで効果を挙げている、町会・自治会を中心とした、地域住民の手による防犯パトロール活動をさらに支援していくとともに、「船橋市犯罪のないまちづくり条例」や防犯マニュアルの周知を図っていくことで、防犯の意識を啓発します。

さらに、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった、従来にはあまり見られなかった犯罪に対しては町会・自治会の掲示板や回覧板、広報紙などで注意を喚起するとともに、悪質な訪問販売については消費生活の相談窓口である船橋市消費生活センター<sup>62</sup>の周知を図ることで、消費者の利益を擁護します。

<sup>61</sup> 被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、警察では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型に区別して対策を行っている。

<sup>62</sup> 市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講座などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供などの消費者保護施策を行う。

## 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪から自分を守るために何が必要かを日頃から考え、家族で話し合い確認しておく</li> <li>○振り込め詐欺や悪質な訪問販売対策に関心を持ち、被害にあわないように注意する</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町会・自治会単位の防犯パトロール隊を結成する</li> <li>○身近な犯罪に対する防犯意識を高めるよう、地域の子どもが作成した安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語などを掲出する</li> <li>○防犯パトロール隊、スクールガード、その他地域のボランティア団体などが情報を共有し、連携した活動を展開する</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯パトロール隊、スクールガードの立ち上げや活動を支援する (市民防犯課、児童・生徒防犯対策室)</li> <li>○「船橋市犯罪のないまちづくり条例」の周知を図り、安心して生活できる地域づくりを推進する (市民防犯課、児童・生徒防犯対策室)</li> <li>○防犯マニュアルの提供などにより、防犯に対する市民の意識を啓発する (市民防犯課)</li> <li>○防犯情報の周知を図る (市民防犯課)</li> <li>○警察・地域・企業・学校・行政などが連携した機能的な体制の構築を図り、安全で安心なまちづくりを推進する (市民防犯課、児童・生徒防犯対策室)</li> <li>○消費生活に関する苦情相談などの窓口である船橋市消費生活センターの周知を図り、消費者被害の未然防止に努める (消費生活課)</li> <li>○船橋市消費生活センターの相談処理体制を充実し消費者利益の擁護を図る (消費生活課)</li> <li>○悪質商法などに関する情報提供や各種啓発事業を行い、消費者被害の未然防止に努める (消費生活課)</li> </ul>

## 6. 災害時における要援護者支援体制の充実

## 現況と課題

日本は地形的に地震が多く発生しており、ここ数年だけでも、平成16年には中越地震、平成19年には中越沖地震、平成20年には岩手・宮城内陸地震、平成21年には静岡沖地震と多くの大規模な地震が発生しています。

さらには地球温暖化の影響からか、ゲリラ豪雨<sup>63</sup>のような今までには見られないような異常気象が見られることから、地震にだけでなく、水害にも対応できるような防災対策が求められています。

市では、こうした地震や風水害といった突然の自然災害に対処するため、「船橋市地域防災計画」に基づき、飲料水の確保や食料・資機材の備蓄をはじめ、災害に備えた体制の確立を図っています。

しかしながら、災害直後の人命救助等の対応については、自助・共助による近隣同士での助け合いが重要・不可欠であり、特にひとり暮らしの高齢者をはじめとする要援護者は、常日頃から気にかけておく必要があることから、市社協が平成18年に策定した「船橋市地域福祉活動計画」において「安心登録カード」の実施が提言されており、平成21年度から取り組み始めた地区も出てきています。

一方、前述した中越沖大地震においては、要援護者に対する対応が遅れたことが問題となったことから、平成19年8月に国では「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知したところです。

この通知により、市でも要援護者を把握することが必要とされていることから、市としても要援護者台帳の作成に取り組んでいくことになっています。

## 施策の方向

市では国からの通知に基づき、災害が起きた時、避難する際に支援を要する災害時要援護者についての台帳を作成し、災害時の対策を強化するとともに、地域や各関係機関と連携し、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを整備します。

また、地域においては自主防災組織<sup>64</sup>を充実・強化するとともに、市社協、地区社協が実施主体となって、地区連合町会、地区民生児童委員協議会が協力して実施する、「安心登録カード事業」の推進を図っていきます。

さらに、市社協においては、災害時のボランティア活動に対して支援を行う災

<sup>63</sup> 突発的に発生した積乱雲が、数キロから数十キロのせまい地域に発生、一時的な豪雨になることで予測ができない。

<sup>64</sup> 大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。

害ボランティアセンター<sup>65</sup>の設置を検討していきます。

## 地域福祉の役割分担

区分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害から自分を守るために何が必要かを日頃から考えておく</li> <li>○地域の防災訓練に積極的に参加する</li> <li>○災害時に特別な配慮が必要な人は必要事項を近隣の人に伝えておく</li> <li>○高齢者や障害者などの要援護者やその家族について気を配る</li> <li>○安心登録カードについて理解を深める</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町会・自治会や民生委員・児童委員及び地区社協などが協力して災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努める</li> <li>○防災訓練と自主防災組織を充実・強化する</li> <li>○市社協を中心に民間の災害ボランティアセンターを立ち上げる</li> <li>○地域の子どもが作成した安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語などを掲出する</li> <li>○安心登録カードについて周知を図り、推進する。</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「船橋市地域防災計画」を推進し、地域や各関係機関と連携し、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを整備する (防災課)</li> <li>○要援護者台帳を作成し、情報を適宜更新する (要援護者台帳作業部会関係各課)</li> <li>○防災訓練の実施及び自主防災組織の立ち上げや活動を支援する (防災課)</li> <li>○高齢者・障害者などの緊急時の支援体制について検討する (高齢者福祉課、障害福祉課、防災課、保健予防課、消防局指令課、国際交流室)</li> <li>○警察・地域・企業・学校などと行政が連携して安全で安心なまちづくりを推進する (防災課)</li> </ul>

<sup>65</sup> 災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。行政が設置するケースの他、社会福祉協議会が設置するケースもある。

## 7. ホームレス対策の推進

## 現況と課題

平成19年以降、国は定期的にホームレスの実態に関する全国調査を行っており、この調査では依然として日本全国各地で多数のホームレスが確認されているところです。このような状況の中で、平成20年には国の定める「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しが行われ、地方公共団体は引き続き地域の実情に即した適切な施策を実施することとされています。一方、千葉県は「千葉県ホームレス自立支援計画」を策定し、県内におけるホームレス対策についての考え方や施策について示しています。

これらを踏まえて、市ではホームレスの方に対して福祉サービス・保健・就労・住まい等に関する相談・指導や情報提供などを行っています。

本市では、平成21年1月現在で54人のホームレスを把握しており、これは平成16年8月現在の96人に比べ40人以上のホームレスが減少していることとなりますが、ここ最近では世界的な景気後退に加え、雇用形態の変化から派遣切り・ネットカフェ難民などのホームレスになるおそれのある人々の存在が社会的問題にもなっており、ホームレスの増加などが懸念されます。

また、路上生活が長期にわたったり、寝る場所が定まらず広域的な移動を繰り返したりするホームレスも存在しています。

地域においては、ホームレスが汚い、怖い、危険などの誤った見方により、住民とあつれきが生じるケースもあり、全国的にみるとホームレスへの襲撃事件やいやがらせなどといった事例も起きており、ホームレスに対する偏見・差別をなくすための市民の意識啓発も重要です。

## 施策の方向

市は、ホームレス生活実態調査の中で、ホームレスが信頼して相談できる人がいないという問題を抱えていると把握したことや、継続的に相談・指導を行い、ホームレスが就職してアパートや会社の寮に入居し、自立できた事例を経て、現在は相談を中心に自立の支援を行っています。

今後もホームレスの実態や問題を適切に把握しながら、自立に向けた働きかけを行います。

また、地域住民とのあつれきを解消し、ホームレスに対する偏見や差別がなくなるよう、ホームレスの人権について市民への啓発を行います。

対策を進めるにあたって、千葉県及び近隣自治体と連携し、県単位での取り組

みなど、広域においてホームレス対策が更に効果的に推進されるように図っていきます。

### 地域福祉の役割分担

区分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームレスに関する風評に惑わされない</li> <li>○ホームレスの動向について目配りする</li> <li>○ホームレスに関する情報を得たときには関係機関に連絡する</li> <li>○ホームレスの問題を社会全体の問題として考える</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逼迫しているホームレスの情報を行政に連絡する</li> <li>○NPOや地域で活動する民間団体は施設・知識・人材等を活用し、ホームレスの自立支援事業の実施を検討する</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームレス総合相談窓口及びホームレス巡回相談において、ホームレス一人ひとりの状況に応じて自立に向けた働きかけを行う (地域福祉課)</li> <li>○相談の中でホームレスの生活実態などを把握し、状況に応じた自立支援策を検討する (地域福祉課)</li> <li>○相談窓口を周知する (地域福祉課)</li> <li>○ホームレスの人権などについて市民への啓発活動を行う (地域福祉課)</li> <li>○千葉県及び近隣自治体と均衡の取れた施策を展開する (地域福祉課)</li> <li>○ホームレスの保健及び医療に関し、関係機関と連携をとり対応に努める (地域福祉課)</li> </ul>

## 1. 連携・協力体制の確立

## 現況と課題

本市においては24地区コミュニティ全てに地区社会福祉協議会が設置され、多くのボランティアによって多様な活動が展開されています。

また、国からの委嘱を受けた約700人の民生委員・児童委員が、民生児童委員協議会を組織し、**制度ボランティア**<sup>66</sup>として担当地域で活躍していますが、一人ひとりの民生委員・児童委員が、多様化してきている福祉ニーズや課題に対応していることが多くなっていることから、その負担が大きくなっています。

さらに、福祉活動を行うNPOや、社会福祉法人など福祉サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、などがさまざまな関係機関や団体がそれぞれの立場で福祉課題に取り組んでいます。

こうした機関や団体等はそれぞれが地域福祉の推進にあたり非常に重要な役割を担っています。地域ぐるみの福祉活動を推進するためには、地域の福祉ニーズを把握し、それぞれが役割分担をした上で、協力・連携を図っていくことが重要です。そのため、同じ地域で活動するさまざまな組織・団体の話し合いの場が必要とされます。いくつかの地区では地区社会福祉協議会が中心となり、話し合いの場を持っていますが、そうした話し合いの場は少ないのが現状です。

また、こうしたさまざまな組織・団体が連携し、ネットワークを構築することによって、地域における各組織・団体の機能・資源や人材のさらなる有効活用を進めていくことができます。

## 施策の方向

連携・協力体制を構築するには、先ず相手組織の目的や活動内容を十分理解し、協力できること、できないことを明確にする必要があることから、意見交換会や研修の機会を設けます。

また、地区社会福祉協議会を中心とした地域における福祉関連団体のネットワークを構築するため、連絡会の設置を推進していくとともに、市内ではさまざまなボランティア活動が展開されていることから、市の社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターと、NPO活動の支援等を行う市民活動サポートセンターとが連携を深めることで、地域の福祉活動に関心のあるボランティア団体やNPO、地区社協といった市民活動を実施している団体同士が相互に連絡のと

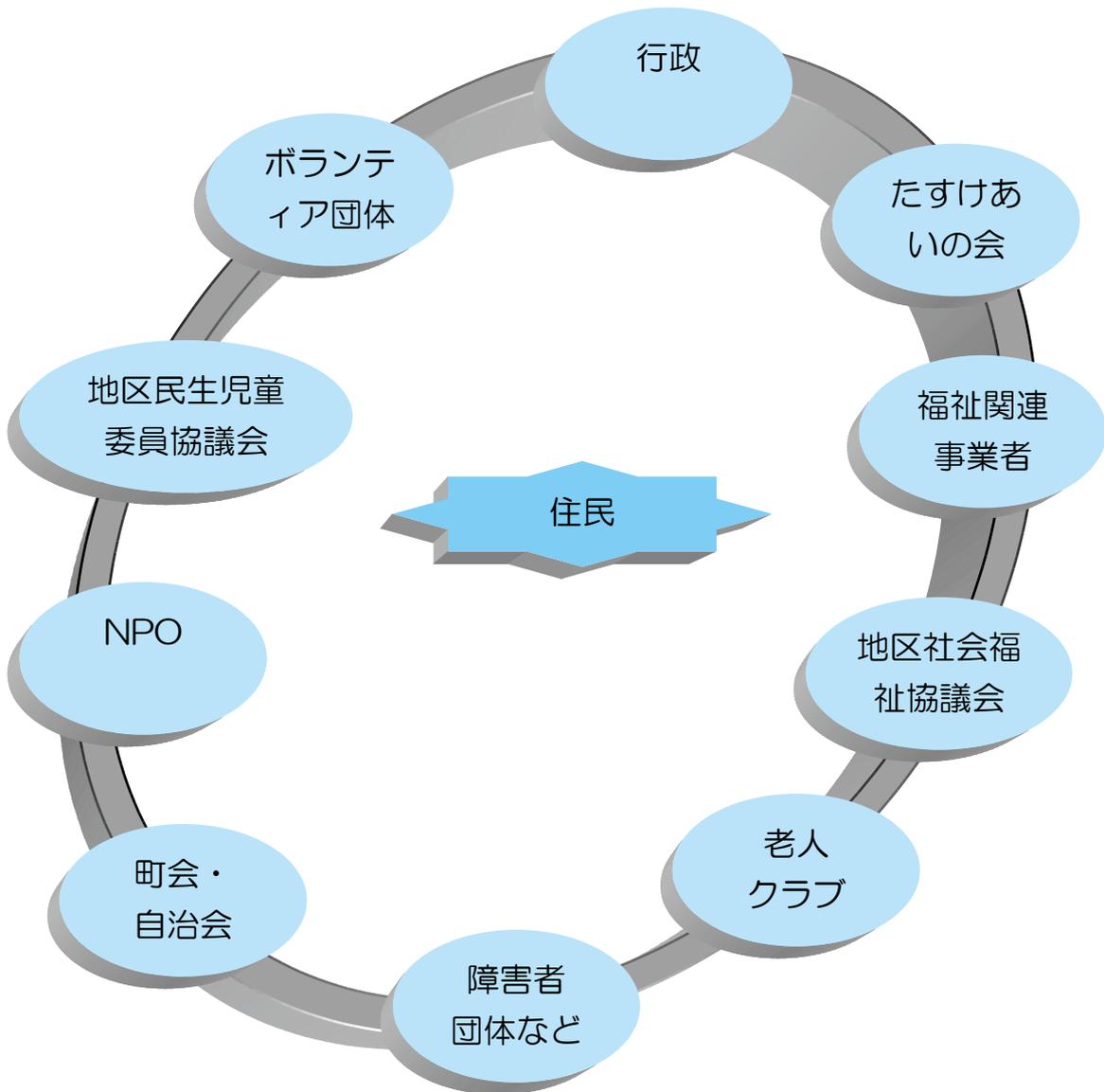
<sup>66</sup> 民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司等、厚生労働大臣や法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。

りやすい体制づくりに努めます。

さらに、高齢者においては、現在、在宅介護支援センターが中心となって**地区高齢者地域ケアチーム**<sup>67</sup>を展開していますが、今までの参加メンバーであった、市の保健師や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などに地域包括支援センターの職員が加わることで、さらなる充実強化を図っていきます。

加えて、民生委員・児童委員との連携を図りながら地域の見守りなどを実施する「(仮称)地域福祉推進員制度」について研究します。

### 地域における連携のイメージ図



<sup>67</sup> 24ヶ所に設置されている在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などで組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。

## 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を知る</li> <li>○地域の民生委員・児童委員を確認する</li> <li>○地域におけるボランティア活動の場である地区社協を知る</li> <li>○地域で行われる行事へ積極的に参加する</li> <li>○福祉課題を持つ人や家庭の情報を民生委員・児童委員や地区社協へ連絡する</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員が持つ個人情報の取り扱いについて議論する場を持つ</li> <li>○共有する個人情報保護の徹底を図る</li> <li>○新しい組織や団体を受け入れる姿勢と連携・協力のための話し合いの場を持つ</li> <li>○地区社会福祉協議会を中心とした福祉関連団体のネットワーク化と連絡会の設置を行う</li> <li>○家事援助などのちょっとした福祉サービスを関係団体の協働によって実施する</li> <li>○ボランティアセンターと市民活動サポートセンターとが連携し地域のボランティアのコーディネート機能を持つ</li> <li>○地区社会福祉協議会を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる地域福祉活動計画を推進する</li> <li>○民生委員・児童委員との連携を図りながら地域の見守りなどを実施する 「(仮称)地域福祉推進員制度」について研究する</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会関係者や民生委員・児童委員を対象とした意見交換会や研修会を開催する (地域福祉課)</li> <li>○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員の重要性の啓発及び活性化を図る (地域福祉課)</li> <li>○地域福祉活動計画の推進にあたり助言と支援を行う (地域福祉課)</li> <li>○地区社協を中心とした福祉関連団体のネットワーク化と連絡会の設置を地域福祉支援員により支援する (地域福祉課)</li> <li>○地区高齢者地域ケアチームの充実・強化を図る (包括支援課)</li> <li>○職員一人ひとりに地域との協働の必要性について周知を行う (人材育成室、市民協働課)</li> </ul>

## 地域福祉支援員とは？

### 地域福祉支援員って何？

「船橋市地域福祉計画」では、行政が担う公助を基盤とした上で、「共助」である地域ぐるみの福祉活動を活性化することで「共助社会の構築」をめざしています。

そこで、船橋市として「共助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に平成18年度より、配置しています。

### どんなことをしているの？

地域福祉支援員の主な業務としては

#### ・ 助け合い活動の普及支援

日常生活のちょっとした困りごとへの手助けや、家事援助を地域住民同士の手で行う「助け合い活動」を市内全域に普及できるように、地域を支援しており、「助け合い活動立ち上げマニュアル～私にもできる？たすけあいの会～」を作成しました。

#### ・ 地域における福祉関連団体同士の連絡会の設置支援

現在、地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会など、地域ぐるみの福祉活動を実践している団体は様々あり、また、行政としても地域包括支援センターや在宅介護支援センターを整備しています。今後、地域の福祉課題を地域で解決していくためには、地域にある団体や機関がさらなる連携を図っていく必要があります。そこで、地区社会福祉協議会が立ち上がっている24地区コミュニティごとに、地域にある福祉に関するあらゆる団体が参加し協議する場である「地域福祉関連団体連絡協議会」が、地区社会福祉協議会を中心として立ち上がるよう、市社会福祉協議会とともに地域を支援しています。

他にも、出前講座による意識啓発や市社会福祉協議会とともに地区社会福祉協議会の活動を支援しています。

## 2. 保健と福祉の総合相談窓口の整備

## 現況と課題

何か困ったことが起きたときに、気軽に相談に行ったり、電話で対応してくれる窓口があることは、安心して暮らすために大変重要であると同時に、こうした窓口は、市民の福祉ニーズを捉えることのできる市の施策上、重要な機関ともなっています。

しかしながら、市民にとっては、いざ相談をするとなると、どこが窓口なのか、どこに電話をかければいいのかわからないという状況も多く見受けられます。さらに、さまざまな問題が積み重なっており、1つの部門だけでは、解決しない問題も多くあります。

船橋市では、高齢者については、平成18年4月より市内5箇所地域包括支援センターが設置され、高齢者にとっての総合相談窓口としての機能を備えており、また、障害者については平成18年10月に「ふらっと船橋」が開設され、障害に関する総合窓口業務を行っています。さらに、子育てに関することについては、平成21年6月から児童家庭課に「子育て支援コーディネーター」を配置して、子育てに関する最初の相談窓口となっています。

このように、高齢者、障害者、子育てといった部門ごとの総合窓口は設置されていますが、福祉の総合的な窓口、さらに福祉に保健をも含めた総合相談窓口という、まだ設置されていない状況です。

また、24の地区コミュニティの公共施設に設置されている地区社協では事務局員（地域コーディネーター）を配置していることから、福祉相談窓口事業を行っている地区もありますが、市民にあまり浸透していません。

今後は、利用者の視点に立ち、利用者がどこの窓口で相談に訪れても、相談内容に応じて必要とする相談窓口につなぐ仕組みを構築することが必要です。

## 施策の方向

福祉や保健について、市民がどこに相談したら良いのかわからないときに、ワンストップサービスとなりえる、福祉と保健の総合相談窓口の整備について、検討を進めます。

しかしながら、ワンストップサービスとなる総合相談窓口の整備についてはさまざまな面において時間がかかると思われることから、まずは市民の方からの相談の入り口となるような窓口で、相談者と所管課をつなぐ役割を担う、(仮称)「保健と福祉のなんでも相談110番」の設置を進めていくとともに、相談員や市職員

のスキルアップを図り、今あるそれぞれの相談窓口のネットワーク化を図ります。  
 また、地区社協も地域における相談窓口としての機能が期待されていることから、事務局員のスキルアップを図ります。

### 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとりで悩まず相談をする</li> <li>○最寄りの相談窓口を知るように努める</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社協は地域の福祉に関する相談機関として民生委員・児童委員などと連携する</li> <li>○地区社協の事務局員を地域コーディネーターとして位置づけ資質の向上を図る</li> <li>○地域包括支援センターと在宅介護支援センターを地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え協力・連携していく</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における保健と福祉に関する総合相談窓口の整備について検討する (行政管理課、健康福祉局)</li> <li>○市役所に福祉相談の入り口となる窓口の設置を進める (福祉サービス部)</li> <li>○地域における高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの相談機能の充実を図る (包括支援課)</li> <li>○相談事業について広く地域住民にPRし、それぞれの相談窓口のネットワーク化を推進する (健康福祉局)</li> <li>○研修などで職員のスキルアップを図り、相談業務の充実を図る (健康福祉局)</li> </ul>

## 1. 個人情報の保護と情報の共有化

## 現況と課題

福祉サービスを必要としている人に最適なサービスを提供するには、その人の健康や生活の状況を把握した上で、必要なサービスを検討していきますが、そこには個人情報に関わる情報が数多く存在することから、取り扱いには十分注意しなくてはなりません。

当然、個人情報の保護は必要ではありますが、地域ではさまざまな人や団体、機関が互いに連携を図りながら、地域福祉を推進していくためには、一定の人や団体がお互いに情報を共有する必要もあり、情報を共有することにより、効率的で効果的な福祉サービスの提供が可能となります。

このような状況であることから、「安心登録カード」や「要援護者台帳」などにおいては、個人情報の保護と情報の共有化をどのように両立していくかが大きな課題となっています。

## 施策の方向

地域の中で福祉サービスを必要としている人に対して、サービスを実施、特に日常の家事援助といった「助け合い活動」を実施していくには、日頃の交流を通じて、お互いを知り信頼関係を築くことが重要になります。

また、その当事者に関わっている全ての人が必要な情報を共有することができれば、より良いサービスの提供を検討していくことも可能になるというメリットがあります。

しかし、そこで知り得た情報や共有した情報が近隣に漏れるようなことがあれば、逆に不信感が生まれ、地域ぐるみの福祉活動の輪を拡げることの大きな妨げにもなるという、デメリットもあります。

そこで、地域の福祉関係者に対して、個人情報の取り扱いについて、情報を共有することについてのメリット・デメリットまでも含んだ、研修会を実施するとともに地域の福祉関係者による情報の取り扱いについて、当事者も含めて一定のルールを決めていきます。

特に、制度ボランティアである民生委員・児童委員に課せられている**守秘義務**<sup>68</sup>と地域の福祉団体やボランティアとの情報の共有のあり方については、市としての方向性を示せるようにします。

<sup>68</sup> 職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。

## 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護は信頼関係を築く基本であると捉える</li> <li>○自分に関する情報の取り扱いの意向をサービス提供者にきちんと伝える</li> <li>○知り得た個人情報を含む情報をむやみに他人に漏らさない</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアなどを対象に個人情報保護の重要性について研修会を実施する</li> <li>○地域の福祉関係団体は当事者も含めて個人情報を含む情報を地域で共有する際のルールを決める</li> <li>○個人情報保護の重要性と情報共有化のメリットについて一人ひとりの住民に理解を求める</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員が知りえた個人情報を含む情報を地域で共有する際の指針を示し、研修を行う (地域福祉課、情報政策課)</li> <li>○個人情報保護と情報の共有化についての研修会の開催を支援する (地域福祉課、情報政策課)</li> </ul>



## 2. 権利擁護の推進と見守り体制の充実

## 現況と課題

都市化や核家族化の進展により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、親族からの援助を受けられずに、高齢者が高齢者を介護していたりするケースが見受けられます。

こうした状況を受けて、認知症や障害などにより判断能力が十分ではない人が、安心して財産の管理や公的な手続きが出来るよう、市社協内にある「ふなばし高齢者等権利擁護センター」で実施されている日常生活自立支援事業<sup>69</sup>である「ぱれっと」の充実や成年後見制度<sup>70</sup>の周知を図っていくことが求められています。

さらに支援を必要とする世帯に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、地域の中で住民相互の見守り活動<sup>71</sup>を行うことで、異変の早期発見に努め、誰にも看取られることなく亡くなってしまふ、いわゆる孤独死を防止することができます。加えて、福祉サービスの内容や制度を周知し、判断能力に支障があるようであれば、日常生活自立支援事業や成年後見制度につないでいくことが必要です。

なお、市としても成年後見制度が少しでも使いやすくなるように、「成年後見制度利用支援事業<sup>72</sup>」に取り組んでいます。

また、最近では高齢者や児童に対する虐待が増加している傾向にありますが、地域における見守り活動が定着することで、虐待の抑止につながることも期待されています。

## 施策の方向

ふなばし高齢者等権利擁護センターが実施している日常生活自立支援事業である「ぱれっと」と成年後見制度を周知し、利用を促進します。

また、資産が無くても成年後見制度を活用できる「成年後見制度利用支援事業」についても周知を図るとともに、市民後見人制度についても検討していくことで、より多くの人々が成年後見制度を活用できるようにします。

一方、高齢者の孤独死を未然に防ぎ、虐待の抑止効果も期待される見守り活動

<sup>69</sup> 判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることが出来ない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

<sup>70</sup> 民法に規定された判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法の改定により導入された。

<sup>71</sup> 常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者などについて訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。

<sup>72</sup> 認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない方について成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができないことを防止するため、市長が代わって成年後見などの申し立てを行い、費用などの支払いが困難な方については市が助成を行う事業。

の強化に努めるとともに、虐待については相談窓口を広く市民に周知していきま  
す。さらには虐待を未然に防止するために、地域において気軽に悩みを相談でき  
る場所を確保していきます。

## 地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業と成年後見制度について知る</li> <li>○地域の見守り活動へ積極的に参加する</li> <li>○隣近所の異変に気づいたら躊躇せずに民生委員・児童委員や行政に連絡する</li> <li>○認知症について理解を深める</li> <li>○介護や子育てに一人で悩まない</li> <li>○市民後見人制度を知る</li> </ul>
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業と成年後見制度への理解を深める</li> <li>○ふなばし高齢者等権利擁護センターで実施している日常生活自立支援事業「ぱれっと」の充実を図る</li> <li>○民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実する</li> <li>○福祉サービスを必要とする人へ制度の案内及び行政への連絡を行う</li> <li>○詐欺や悪質商法に関して回覧板などを活用して住民の注意を喚起する</li> <li>○介護や子育ての悩みを聞く場を確保する</li> <li>○認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する</li> <li>○市民後見人制度の理解を図れる研修の開催をする</li> </ul>
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い利用の促進を図る (地域福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、保健予防課)</li> <li>○成年後見制度利用支援事業の推進を図る (高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、保健予防課)</li> <li>○認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う (包括支援課)</li> <li>○高齢者、障害者、児童などへの虐待に対応するとともに防止に努める (健康増進課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、療育支援課、児童家庭課)</li> <li>○高齢者、障害者、児童などへの虐待に関する相談窓口を周知する (健康増進課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、児童家庭課)</li> <li>○市民後見人制度や権利擁護団体の設立について研究を行う (高齢者福祉課、障害福祉課)</li> </ul>

